

役員等の報酬等支給基準

社会福祉法人 以和貴会

役員等報酬規程

社会福祉法人 以和貴会

社会福祉法人 以和貴会 役員等報酬規程

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人以和貴会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、評議員及び役員（理事及び監事）（以下「役員等」という）の報酬について定めるものとする。

(常勤役員等)

第 2 条 この規程による常勤役員等とは、定款第16条第2項及び第3項に基づき、理事会で選定された理事長及び副理事長をいうものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合は、旅費規程及び旅費の支給に関する細則に基づき費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。
- (3) 交通費の実費が費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法等)

第 4 条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表第1に定める額とする。

- 2 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 3 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、その日までの報酬を支給する。ただし、病気のため職に堪えず、常勤役員等の職を離れたとき、又は死亡したときは、その月の末日までの報酬を支給する。
- 4 前第2項及び第3項の規定により報酬を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(当法人職員給与との併給)

第 5 条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表第2の定めによるものとする。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 第4条第1項に規定する報酬の支給日は、毎月25日とする。ただし、その日が休日、日曜日、又は土曜日にあたるときは、その日前の最も近い休日、日曜日、又は土曜日でない日を報酬支給日とする。

- 2 前項の報酬の支給に当たっては、その月分を当月の報酬支給日に支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立

替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第 7 条 この規定により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、これを 1 円に切り上げるものとする。

(公表)

第 8 条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第 9 条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
2. この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。
3. この規程は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

常勤役員等の報酬

役職等	月額
理事長	500,000円
副理事長	278,700円

別表第2（第5条関係）

職員給与との併給

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬は支給しないものとする。